

卒業アルバム等にかかる業者選定について

「令和 7 年度入学生にかかる卒業アルバム等作成業務」について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次の通りとする。

令和 7 年 1 月 1 6 日

大津市立南郷中学校

校長 藤原 祥功

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度入学生にかかる卒業アルバム等作成業務
- (2) 業務の目的 令和 7 年度入学生が卒業する際に、中学校生活を振り返り思い出となるような卒業アルバムの作成を目的とする。
- (3) 業務の内容
- ・卒業アルバムの作成および販売に関する業務
 - ・学校が指定する学校行事等(校内及び校外)へ同行しスナップ写真および集合写真等の撮影
 - ・撮影したスナップ写真および集合写真等の販売に関する業務
 - ・その他作成に必要な業務、および学校が依頼した生徒等の写真撮影に関わる業務
- (4) 業務期間
- 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大津市内小・中学校で過去 1 0 年間に卒業アルバムの作成実績があり、かつ、県内の本社または営業所等において、写真撮影場所があり、カメラマンが常駐していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(7) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- （ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- （エ） （ア）から（ウ）までと同視しうる関係にあると認められる場合
- （８） 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を南郷中学校令和７年度入学生卒業アルバム作成等プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

（１）書類の提出先及び問合せ先

〒５２０－０８６４ 大津市赤尾町５７番１号

大津市立南郷中学校 （担当 堂坂）

電話 ０７７－５３４－７１２１ ファクシミリ ０７７－５３４－７１５７

電子メールアドレス nango-j@otsu.ed.jp

（２）実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和７年１月１６日（木）から２月６日（木）までの午前９時から午後４時３０

分まで。

ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 6 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

上記 4（1）に同じ。

ウ 交付する書類

実施要領、企画提案書提出要領、仕様書等

（3）実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により持参すること

イ 質問期限

令和 7 年 1 月 2 9 日（水）午後 4 時まで

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

ホームページ上に回答する。

エ 回答予定日

令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

（4）企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本 1 部を提出すること。ただし、(イ)、(エ)に掲げる書類は、原本 1 部及び副本 8 部を提出すること。

(ア) 参加申込書

(イ) 企画提案書（様式は問わない。）

(ウ) 誓約書

(エ) 価格見積書（様式は問わない。）

(オ) 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 納税証明書（納期が到来した全ての税目で未納がないことが分かるもの）

(a) 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）

(b) 支店、営業所等が大津市に存する場合は大津市税分（大津市発行）

(c) 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※(a)及び(b)は直近 1 年分の納期が到来した全ての税目とする。

※(a)から(c)までに掲げる税目のうち、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知

書その他の 猶予制度の 適用を受けていることを証する書面を提出すること。

- b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

持参による提出 令和7年2月7日（金）16時30分まで

（5）企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日時 令和7年2月18日（火）16時～

イ 実施場所 南郷中学校校長室

ウ 提案時間 15分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ 質疑応答 5分間

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ南郷中学校が準備した大型モニタを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

（6）審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。通知予定日は、令和7年2月20日（木）

（7）その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しない

こととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、企画提案書作成要領、仕様書等による。